平成30年度第4回神石高原町農業委員会総会議事録

集年月日	平成30年7月2	7日(金)		
召集場所	神石高原町三和協働支援センター2階会議室			
開会時間	午後1時30分	閉会時間	午後2時5分	
	1番	美田 雅彦	2番	小川 玲子
	3番	向 靖弘	4番	小坂 貢
	5番	伊勢村 春行	6番	小里 千恵子
出席農業委員	7番	正木 正二	8番	井上 賢市
	9番	圓道 タミ子		
			12番	若林 宏明
	13番	伊勢村 正治	14番	佐伯 知省
出席推進委員			8番	三町 秀美
			10番	川上恵
欠席した農業委員	10番	立原 孝生	11番	大垰 益旨
議事録署名委員	3番	向 靖弘	4番	小坂 貢
出席した職員	事務局長	井上 小百合	事務局	山村 博樹
山市した蝦貝	臨時職員	守多 三郎	臨時職員	渡邉 由加利

日程及び提出議案の題目		
1. 開 会		
2. 会長挨拶		
3. 欠席者報告		
4. 議事録署名委員選任		
5. 議 事		
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	
議案第4号	農地利用状況調査による非農地承認について	
6. その他		
7. 閉 会		

開会	事務局長	ただいまから平成30年度第4回神石高原町農業委員会総会を開会致しま
20 7	5 337-520	す。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
		ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は
		10番立原委員、11番大垰委員の2名です。従いまして農業委員会等に
	古双口目	関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は12
	事務局長	名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告
		申します。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会
		長にお願いします。
	* E	それでは議事に入りますまでに本日の議事録署名委員の指名をさせて頂き
	議長	ます。3番向委員、4番小坂両委員にお願いします。
	=¥ =	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
	議長	請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	=¥ =	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。
	議長	報告をお願いします。
		福永、高光、古川地区担当の三町です。受付番号3-6について報告しま
		す。場所は県道東城三原線の殿敷から高光総領線へ行ったところを中屋方
		面へ向けた約1キロのところへあります。7月22日に伊勢村春行農業委
	O #	員と申請人の代理人の原田ミヨコさん同行のもと調査しました。申請農地
	8番	の譲渡人は病弱なため耕作することが困難になり今回贈与により譲受人が
		譲り受け農業経営の拡大を図るものです。この他の農地についても福山か
		ら通作されているので問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願
		いします。
	議長	ありがとうございました。続いて川上推進委員報告をお願いします。
		井関、大矢地区担当の川上です。受付番号3-7について報告します。場
		所はくるみふれあいプラザより500mの場所へあります。7月21日に
		立原委員と後藤洋治さん同行のもと調査しました。申請農地の譲渡人は高
	10番	齢であり耕作することが困難となったため譲受人が譲り受け農業経営の規
		模拡大を図るものです。この他の農地についても耕作されており所有権移 **
		 転をされても何ら問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いし
		ます。
	=======================================	ありがとうございました。農地法第3条の規定による許可申請について報
	議長	告が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
		無いようですので採決に移りたいと思います。
	≅ =	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可
	議長	することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。
		(全員賛成)
<u></u>		

		挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
		続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を
	議長	議題とします。事務局は報告をお願いします。
	事務局	(事務局説明)
議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。	
	議 長	報告をお願いします。
		井関、大矢地区担当の川上です。受付番号4-5について報告します。現
		地調査は手違いがありまだ調査していません。太陽光発電設備の申請のあ
		った農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地
	10番	でその他2種農地です。周辺の農地や民家にも影響ないものと思われます。
		経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定は申請中で設計書、資金証
		明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等許可の案件を満たしていると
		考えます。
		ありがとうございます。続いて4-6の案件についてお願いします。
		福永、高光、古川地区担当の三町です。受付番号4-6について報告しま
		す。場所は役場神石支所から約1kmで高光老人集会所の中間になります。
		7月22日に伊勢村春行委員と久保田博道さんの奥さん同行のもと調査し
	8番	ました。申請のあった農地は無断転用ですでに倉庫が建てられています。
		始末書も出され今後このようなことは繰り返さないと深く反省されていま
		す。農業振興地域からの除外は不要で被害防除措置等充分と思われ周囲へ
		の影響もないものと思われます。以上で報告をお願いします。
	議長	ありがとうございました。農地法第4条の規定による許可申請について報
		告が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
		現況写真綴りの4ページの4-6の久保田さんの申請の写真ですが役場の
		方で公図と現況写真を合わせた写真を9ページにお付けしているのですが それでひるとまいながまる方のま地になるのですが2/800まりが言われる
		それでみると赤い旗がある方の土地になるのですが久保田さんが言われる には水分の食味が見るストニスのスの迷にたる。 ついさい最出がまって地
		には水色の倉庫が見えるところのその隣にもう一つ小さい屋根があって地
	古双巴目	番がまたがっている所が実際の地番だと言われております。農地について は現り写真で悪ながみっている所に豊地があるからおかしいなと思ってた。
	事務局長	は現況写真で電柱が建っている所に農地があるからおかしいなと思ってた
		ら久保田さんの土地ではないと言われました。現況の写真も役場としては
		公図、航空写真と合わせた状態で線を引っ張っているのですが現実には青
		色の倉庫がある隣の所がこの地番の所在だそうです。写真の見た感じが違 ってくるとは思いますが現実には倉庫を建てられているところが中誌地来
		ってくるとは思いますが現実には倉庫を建てられているところが申請地番
		現況写真綴りの4-6の上の写真の左下に見えているのが建物です。下の
	事務局	現式与真綴りの4 - 8の上の与真の左下に兄えているのが建物です。下の 写真の左の白くみえる屋根が無断で建てられた倉庫です。
	 13番	新たに建てられるということではなくて?
	 事務局	すでに建ててあるということです。
	+ 物心	ソトに圧して必つにいフにしてり。

	1	
		他にございませんか。無いようでしたら採決に移らせて頂きます。
		議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可
	議長	することに賛成の農業委員会の方の挙手をお願いします。
		(全員賛成)
		挙手全員でございます。申請通り許可することとします。
	議長	続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を
	一	議題とします。事務局は説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。
	譲 攴	報告をお願いします。
		福永、高光、古川地区担当の三町です。受付番号5-9について報告しま
		す。場所は福永の恩定寺というお寺の向かい側になります。7月22日に
		伊勢村春行委員と本人同行のもと調査しました。申請のあった農地は既に
	0 #	無断転用で倉庫が建ててある農地です。始末書も提出されております。譲
	8番	受人は農機具の販売等しておりこの度この農地を譲り受けてお客様駐車場
		として利用されたいとのことで申請をされました。農業振興地域から除外
		手続きは不要で周囲への影響も無いものと思われます。以上で報告を終わ
		ります。
	=¥ =	農地法第5条による許可申請について報告が終わりました。ご意見、ご質
	議長	問がありましたらお願いします。
	13番	5-9は駐車場ということなんですけどここへ入る道はあるのですか?
		地図では分かりにくいと思うのですが申請地番の前側になるところの14
	事務局長	14-3なんですが農地ではないのですがこの所を入って車を止められる
		ということでここの土地を一緒に合わせて貰われるという話でした。
	13番	了解が得られているなら大丈夫です。
		他にございませんか?無いようでしたら採決に移らせて頂きます。
	議長	農地法第5条の規定による許可申請について申請通り許可することに賛成
		の農業委員の方の挙手をお願いします。
		(全員賛成)
		挙手全員でございます。申請通り許可することとします。
	# -	議案第4号「農地利用状況調査による非農地承認について」を議題としま
	議長	す。事務局は説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございます。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	4 177	8-294とかで住所不明で非農地を出した場合連絡を出したまま登記さ
	1番	れない場合がある?
	±25.	農家台帳上では住所が分からないんです。税務係には納税管理者を調べて
	事務局	もらったんですが課税になっていません。ですから納税されていないので
	l	

	そうです。非農地なんですが農地として残るということです。こうし 事務局	
	争勿问	ースがいくらかあります。
	議長	所有者というのは登記簿上の所有者ですよね?だから亡くなられた人もい るんですよね?
	事務局	ですから法務局の登記簿上の住所のところには何も書いてないです。
	議長	73万㎡を足しますと今年度で100町歩をオーバーしました。まだ残っ
	마치 1人	てますよね?
		来月、油木地区を農業委員会にかけさせてもらってこれでやっと全体の一
		部分が非農地として承認頂いたことになります。まだ現在相談員さんがず
	事務局	っと進行中でまだたくさん非農地があります。来月の油木地区の承認を頂
		いた後に4地区のそれぞれの所有者、納税管理人の方にここの番地は非農
		地扱いでいいですか?という同意を頂くような文章を発送させて頂こうと
		思います。
		他にございませんか?無いようでございますので採決に移らさせて頂きま **
		す。
	議長	議案第4号「農地利用状況調査による非農地承認について」提案通り許可 することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。
		9 ることに負成の辰来安良の月の手子での願いしより。 (全員賛成)
		〈主貝貝戌〉 挙手全員でございますので提案通り許可することとします。
	議長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
	마치 1	ター 5 プロ C 近来 C の 5 晩末に ブット (15 手) しみ U / C 。
		午後2時5分

	-
	以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。
	平成30年8月28日
	会長
	3番
	向委員
	小坂委員